

サンフランシスコ講和条約と千島・竹島＝独島問題(1)
http://www.kr-jp.net/ronbun/park/park-1402-SF.pdf
サンフランシスコ講和条約と千島・竹島＝独島問題(2)
http://www.kr-jp.net/ronbun/park/park-1411SF2.pdf
サンフランシスコ講和条約と千島・竹島＝独島問題(3)
http://www.kr-jp.net/ronbun/park/park-1411SF3.pdf

サンフランシスコ講和条約と千島・竹島＝独島問題(1)

朴 炳 渉
(竹島＝独島問題研究ネット・代表)

San Francisco Peace Treaty and
Kurile Islands and Dokdo=Takeshima Problems(1)

PARK Byoung-sup

2014年 2月

北東アジア文化研究 第38号

鳥取短期大学北東アジア文化総合研究所

サンフランシスコ講和条約と千島・竹島＝独島問題(1)

朴 炳 渉
(竹島＝独島問題研究ネット・代表)

San Francisco Peace Treaty and
Kurile Islands and Dokdo=Takeshima Problems (1)

PARK Byoung-sup

キーワード：ヤルタ協定 (Yalta Agreement)
連合国最高司令官覚書 677 号 (SCAPIN 677)
シーボルト意見書 (Sebald's Comment)

1 はじめに

1951 (昭和26) 年9月8日に調印され、翌年4月28日に発効したサンフランシスコ講和条約はきわめて異例な条約であった。通常、講和条約といえ、(1)まず敗戦国の戦争責任を明確にし、(2)敗戦国に多額の賠償金を課し、(3)敗戦国の領土は一部割譲され、(4)すべての交戦国が条約に調印するのが一般的であった。実際、第二次世界大戦にて敗れたイタリアなどはそうした慣例にしたがって講和条約を結んだ¹⁾。ところが、対日講和条約では、(1)初期の草案では明記された日本の侵略や戦争責任に関する条項が最終的に削除され、(2)賠償は日本の経済力が充分でないことが考慮され、ほとんどの調印国が請求を放棄し、(3)日本はクリル (千島) 諸島などを放棄したものの、その帰属先が記されなかった。割譲ではなく、(4)主要国のソ連は調印式に出席したものの調印を拒否し、中国はアメリカが反対したために調印式に招待されなかった。このようにサン

フランシスコ講和条約は伝統的な講和条約の四大特徴をひとつも満たさない型破りなものである。

こうした異例な講和条約は日本経済復興の観点からは申し分なかったが、その一方で今日まで領土問題を残すことになった。伝統的な講和条約では領土の処分は疑問の余地が残らないよう明確に規定されるのが常であったが、対日講和条約では後日に問題となることが懸念されたにもかかわらず、領土条項の一部が曖昧にされた。まず、日本が放棄したクリル諸島（Kurile Islands、千島諸島）は帰属先のみか、その範囲がまったく明らかにされず、日本・ロシア政府間でその解釈をめぐって対立し、両国間の平和条約の締結を妨げている。次に、竹島＝独島は初期の草案でたびたび帰属が検討されたものの最終的に条約には何も記されず、それぞれ勝手な解釈を生んでいる。たとえば、現行の中学校教科書には竹島＝独島について「戦後は日本領土を確定した国際法であるサンフランシスコ講和条約で日本領土と確認されている」²⁾などと記された。こうした見解の起源は、外務省が1953年に発刊した『竹島の領有』であろうか。同書を著した同省条約局事務官の川上健三は「平和条約中に竹島の名が見えないということは、同島が日本領土の一部であることを明確にしているといえよう」³⁾と記した。その後、川上は考えを変え、「平和条約第二条（a）にいう、日本がその独立を承認する「朝鮮」のうちにそれ（竹島＝独島、朴注）が含まれているかどうか、ないしは竹島の島根県編入という措置が、国際法上の領土取得の条件からみてどのように判断すべきであるか、等という問題の検討は、法律専門家にまつ」⁴⁾と記した。明らかに前の主張を取り消したのである。

一方、この第二条（a）について韓国外交通商部は「1943年のカイロ宣言や1946年の連合軍最高司令官覚書（SCAPIN）第677号などに示された連合国の意思を勘案すると、同条約に基づいて日本から分離される韓国の領土には当然独島が含まれると見るべきです」⁵⁾と記し、竹島＝独島が韓国領であることは講和条約でも変わらなかったと主張した。このように、条約に書いてないことに対してさまざまな解釈がなされる。そこで本稿では竹島＝独島に関する先の中学教科書の記述、あるいは韓国政府のような解釈が可能かどうかをサンフランシスコ講和条約の成立過程から検討する。さらに、北方四島など日本周辺の

島嶼の帰属問題が対日講和条約によってどのように扱われたのかもみることにする。あわせて条約の基本方針が変質して日本の侵略や戦争責任に関する条項が消えた過程などもさぐることにする。なお、本稿におけるカタカナの地名は原文の日本語表記である。

2 旧日本領の縮小

1945年、日本がポツダム宣言を受け入れたことによって敗戦国である日本の領土は、本州など主要四島および連合軍が決定する諸島に限られることになった。連合軍は米英中ソなど拒否権をもつ4か国にオーストラリアなどを加えた11か国から成る極東委員会（FEC）を設け、その監督下に連合軍最高司令官（SCAP）総司令部（GHQ）が日本を間接統治することになった。司令官はマッカーサー（Douglas MacArthur）である

1946年1月29日、GHQは日本政府に対する覚書SCAPIN⁶⁾677によって日本の領域を暫定的に定め、日本が日清戦争（1894年）以降に獲得した領土はもちろん、特に下記の諸島が第3条にて日本の範囲から除外された。

- (a) 鬱陵島、リアンコールト岩（タケシマ）、クエルパート（済州島）。
- (b) 北緯30度以南の琉球（南西）諸島（口之島を含む）、伊豆、南方、ボニン（小笠原）、ボルケーノ（硫黄）群島、及び大東群島、パレセベラ（沖ノ島）、マーカス（南島）、ガンジス（中ノ島）⁷⁾を含むその他の外廓太平洋全諸島。
- (c) クリル（千島）諸島、ハボマイ（歯舞）群島（水晶、勇留、秋勇留、志発、多楽島を含む）、シコタン（色丹）島。

上記にて（a）はアメリカ太平洋陸軍（AFPAC）の管轄下、（b）の中で琉球諸島はAFPACの管轄下、残りの太平洋諸島はアメリカ太平洋艦隊の管轄下、（c）はソ連軍の管轄下におかれた島々であり、これらはSCAPの統治が及ばない地域である。なお、クナシリ・エトロフの名がないが、これらはクリル（千島）諸島に含まれると解される。一方、SCAPIN 677は最終的な領土処分では

ないとされ、上記の中で伊豆諸島は早くも2か月後にはSCAPIN 841によって日本政府へ返還された。上記のSCAPIN 677をもとにSCAPの管轄エリアを地図上で表したのが図1である。図1で「TAKE」(竹島=独島)が韓国の領域に組み入れられたことは特に注目される。同島を含む韓国の領域はAFPACの管轄下で在朝鮮アメリカ陸軍総司令部軍政庁(米軍政庁、USAMGIK)によって統治された⁸⁾。SCAPであるマッカーサーがAFPACの司令官も兼任したことからGHQの各部局は韓国におけるアメリカ軍政にかかわる特定の問題についてマッカーサーにある時期まで助言をおこなった⁹⁾。その最中である1946年2月に図1が作成されたので韓国の領域がSCAPの管轄下であるかのように描かれたが、厳密に言えば韓国は琉球など同様にSCAPではなくAFPAC、1947年1月以降はAFPACを改編したアメリカ極東軍(FECOM)の管轄下にあった。なお、日本本土などは連合軍の組織上はSCAPの統治下におかれたが、アメリカ軍の組織上はAFPAC、後にFECOMの管轄下におかれた。

さて、リアンクール岩はその後も日本の船舶や乗員が接触したり、12マイル以内に近づくことがSCAPIN 1033(1946.6.22)によって禁止された。これは日本の漁業許可区域を定めたものでマッカーサーラインと呼ばれるが、その後、12マイルの規制はSCAPIN 2046(1949.9.19)によって3マイルに改められた。SCAPの地図に見られるような竹島=独島を朝鮮領とする認識は、アメリカ国務・陸軍・海軍三省調整委員会(SWNCC)にても承認された。1946年6月24日、委員会記録「旧日本支配下の委任統治領およびその他周辺の諸小島に対する信託統治または他の処理方法に関する政策」(SWNCC 59/1)に竹島=独島がこう記された¹⁰⁾。

朝鮮の島々：カイロ宣言は、朝鮮の自由と独立を要請している。済州島、巨文島、ダジュレー(鬱陵)島、リアンコルト岩(タケシマ)およびその他の朝鮮の沖合の島々は、朝鮮の一部として考えられるべきであり、歴史上にも行政上も朝鮮の一部であって、主として朝鮮人が居住している。

SWNCCの見解はほぼアメリカ政府の統一見解といっても差しつかえないの

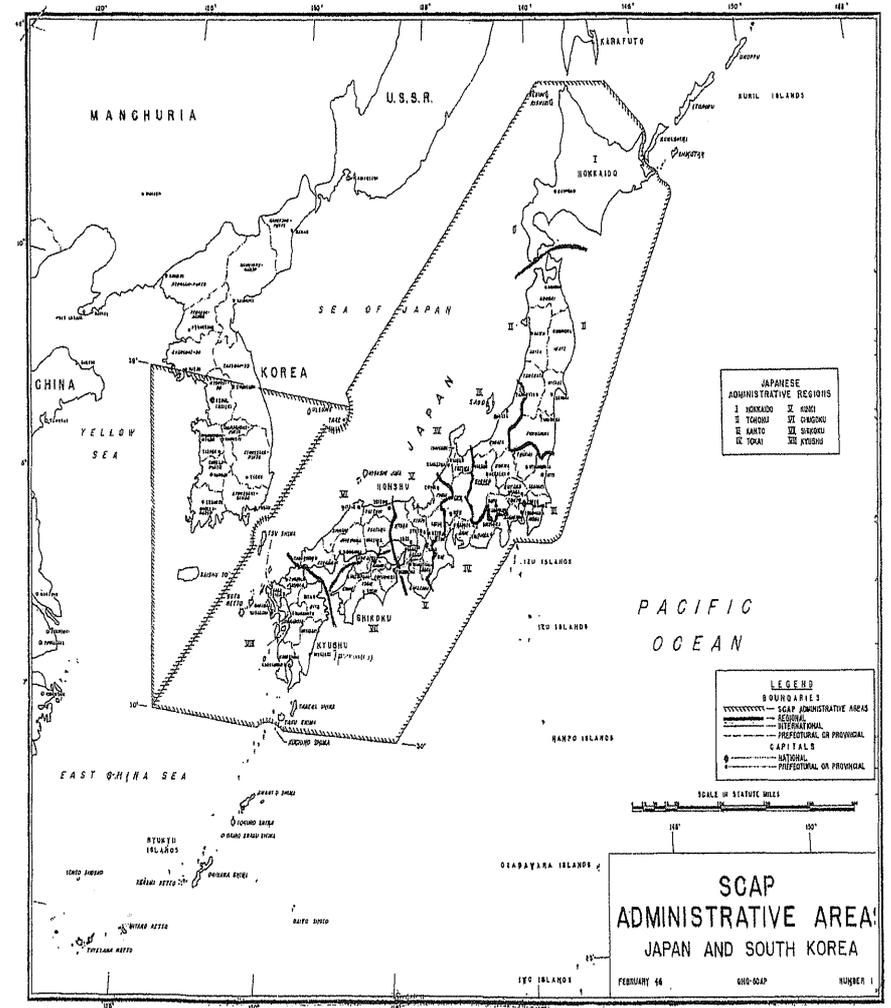


図1 連合国最高司令官(SCAP)が定めた日本および韓国の領域(竹島=独島は韓国の領域)¹¹⁾で、アメリカ政府は竹島=独島を朝鮮領と認定したことになる。SWNCCの根拠は、日本が帝国主義国家として領土拡張をはじめた日清戦争(1894年)当時の資料に求められよう。というのも、後述するようにアメリカは初期の対日講和条約草案などでも日本の領土を判断する基準を日清戦争以前においていたからである。そうした資料として日本やイギリスの水路当局が作成した水路誌や

海図などが特に重要である。日本の水路部は、竹島＝独島を『朝鮮水路誌』（1894年）に「リアンコート列岩」の名で後述のように記載する一方、本州の西北沿岸を扱った『日本水路誌』第4巻の1897年版には記載せず、1907年版になって初めて記載した¹²⁾。1907年版は、日本政府が1905年に同島を無主地の名目で日本領へ編入して「竹島」と命名したことを反映したものであり、それ以前は1877年に竹島・松島を本邦関係なしとした太政官指令に見られるように日本領ではなかった¹³⁾。したがって、水路部が竹島＝独島を1897年版『日本水路誌』に記載しなかったのは当然である。なお、1894年版『朝鮮水路誌』に「リアンコート列岩」は「此列岩は洋紀一八四九年 仏国船 リアンコート号 初て之を発見し 船名を取て リアンコート列岩と名つく……」と記載されたが、これはイギリス水路局の水路誌 *China Pilot* からの翻訳である。同書にて「LIANCOURT ROCKS」が日本海中の「朝鮮南東岸沖合の島」として記述された¹⁴⁾。イギリス水路局も日本水路部もリアンコート列岩（竹島＝独島）を朝鮮沿岸の島であると認識したのである。さらに、日本水路部の地図や海図であるが、水路部はその前身である水路局が発刊した地図「朝鮮東海岸図」（1876年）にて竹島＝独島をロシア名の「ヲリウツア並メネライ礁」の名で記載したのをはじめ、海図「朝鮮全岸」（1896年）にて「リアンコート岩」の名で記載した。その一方で水路部は1905年以前の日本の地図や海図には同島を記載しなかった。これからも水路部は明らかに竹島＝独島を朝鮮領と認識していたといえよう。以上のような諸資料の認識がSCAPIN 677や、SWNCC 59/1に反映されたとみられる。

日本政府のSCAPIN 677への対策であるが、外務省は日本の範囲から除外された上記の地域 (a)、(b)、(c) の獲得をめざしてアメリカへ提出するための領土調書の作成にとりかかった。具体的にいうと、外務省は調査局第3課にて「大来とともに調査局第3課の川上健三がその取纏めを行ない、その原案をもとにして当時の萩原条約局長のもとで熱心な検討が加えられたうえ、それが“*Minor Islands Adjacent to Japan Proper*” という表題のもとに一連の英文資料として作成¹⁵⁾されたという。中でも「特に千島や歯舞、色丹については、これらの島が伝統的な日本固有の領土である所以を詳説した。領土問題だけで

も7冊の資料となった¹⁶⁾と吉田茂は回想した。吉田は首相兼外相としてサンフランシスコ講和条約に調印した人物である。

3 初期のアメリカの講和条約草案

1945年2月、米英ソの3か国はヤルタ秘密協定を結び、ソ連が対日戦に参戦する代償として南サハリン（南樺太）およびクリル（千島）諸島をソ連に返還または引き渡すことに合意した。この秘密協定は翌年1月に公表されたが、これを受けて国務省極東部門間地域委員会で南サハリンおよびクリルの扱いが検討された。その場で「米国は、ロシアの南樺太と千島に対する所有願望を、米太平洋政策受諾の交換条件として利用する¹⁷⁾という案なども検討された。こうした議論は、旧日本領の処分に関するアメリカの考え方を如実に示している。領土を本来の所有国に帰属させるという大義名分以外にヤルタ協定などの国際協定、さらにはアメリカの国益や対ソ戦略なども帰属決定に際して重要なファクターになった。こうした考えをベースに条約の具体的な検討が1947年1月ころ国務省に設けられた対日条約作業グループにて進められた。その中で領土条項に関しては、日本課長ボートン（Hugh Borton）あるいはハンスバーガー（Warren S. Hunsberger）が日本通のフィアリー（Robert A. Fearey）および地理専門官ボグス（Samuel W. Boggs）とともに検討するとされた¹⁸⁾。実際に領土条項の素案を作成したのはフィアリーである。彼の素案（1947.1）¹⁹⁾に修正がくわえられ、さらに前文が付加された極東局の部分草案が3月までに作成された²⁰⁾。前文は従来の講和条約のスタイルにしたがって日本の戦争責任を明らかにするものであり、「日本は中国を侵略し、ナチ・ドイツやファシスト・イタリアと三国同盟を結び、太平洋地域に侵略を始めた」などと記した。次に領土条項であるが、第1条にて日本の領域は日清戦争直前の1894年1月1日当時を基準にするとされた。そのため、草案は第4条にて日本はリアンコート岩（タケシマ）を含む朝鮮に対する権利・権原を放棄すると規定された。一方、クリル（千島）諸島は第3条にてその全主権をソ連邦に割譲するとされた。クリル諸島の範囲は条文でははっきりしないが、~~付属地図によるとハボマイ・シヨクタンは日本領、クナシリ・エトロフは日本領外とされた²¹⁾。また、アメリカ~~

が特別な関心をもつ小笠原諸島や硫黄島などの南方諸島、北緯30度以南の琉球諸島（南西諸島）なども日本領外とされた。この極東局の部分草案は国務省内でも承認されていない暫定的なものであり、琉球及びクリル諸島南部の将来については、統合参謀本部及びSWNCCで審議続行中とされた。

極東局の部分草案は、ポートンがこれを日本へ持参し、駐日政治顧問アチソン（George Atcheson）をつうじてマッカーサーへ提出された。マッカーサーは早期講和論者であり、いかなる軍事占領も3年くらいで打ち切るべきであるとの信念を持ち²²⁾、1947年3月には対日講和条約を提唱していた。このころになるとポツダム宣言の主目的のひとつである日本の非軍事化・民主化などが成果をあげ、新憲法発布も目前であったので確かに契機ではあった。国務省もFECのメンバー11か国に対して、委員会とは別に対日講和条約予備会議を開くことを7月11日に提唱し、その準備を進めた。そのために作成されたのが8月1日付け草案ならびにこれを微修正した5日付け「極東局草案」である。これらの草案は「国際協調を基調とし、日本の非軍事化・非武装化、連合諸国大使理事会による長期の監視等の規定をおり込んだもの」²³⁾であり、前文は3月の部分草案と同様に日本の侵略や戦争責任を問うものであった。領土条項に関しては地理専門官ボグスの修正案（7月24日）を取り入れ、領域の曖昧さが取り除かれた。この草案は3月の部分草案とことなり、第1条で「クリル諸島の中のクナシリ・エトロフ」も日本領にしたことが特徴である²⁴⁾。ヤルタ協定以前に国務省では大統領へ提出した「ブレイクスリー・レポート」（1944.12.6）に見られるように南クリルは日本が保持すべきと考えられており²⁵⁾、そのうえにアメリカはソ連のクリル諸島領有や北海道の分割占領の提案などを快く思っていなかった。しかし、アメリカはかつて朝鮮半島の分割占領をソ連に提案して合意のもとに実施した例があったので、北海道を分割占領するソ連案は軽く扱えるものではなかった。ソ連の攻勢に対してアメリカは緊急時に米軍機のクリル諸島着陸を認めるよう提案するなど、さまざまなかけひきをソ連とくりひろげることになった。そうした中でアメリカの南クリル帰属に対する見解も揺れ、今回の極東局草案では日本領にされた。一方、琉球諸島も日本領とされたことが注目される。アメリカが特に執着する南方諸島以外は本来の日本領が認

められたのである。もちろん、竹島＝独島は日本領からはずされた。

極東局草案は国務省内の他部局や海軍省に送られたが、それぞれから批判が出された。海軍省は、アメリカは統合参謀本部決定1619/19にしたがって琉球などの南西諸島も保有すべきであると主張した²⁶⁾。一方、国務省内では政策企画室（PPS）からきびしい批判が出された。PPSは同年1月に新設され、ソ連通のケナン（George F. Kennan）が室長に就任して対ソ封じ込め戦略などを立案した部署である。アメリカ政府はPPSの戦略にのってソ連との対決姿勢を強め、3月にはトルーマン・ドクトリン、6月にはマーシャルプランを発表して対ソ冷戦を本格化していた。そのブレーンになったPPSは極東局草案をこう批判した。草案は日本の非軍事化と民主化を徹底させるものであるが、アメリカは「安定した日本を米国に友好的な太平洋経済の中に統合し、必要な際には即座に応じ、また頼りになる米国の同盟国にすること」²⁷⁾を基本方針にすべきであり、この観点からすると日本の非軍事化はもはや重要な問題ではなく、民主化についてもソ連をその監視団に加えるとなるとソ連式の全体主義が企てられるかも知れないのでアメリカにとっては負担になるとの見解を示した。さらに、10月14日にはPPS/10「対日講和定着にともなう問題に対する政策企画団の研究結果」²⁸⁾をまとめた。この概略は、(1)日本はまだ安定にはほど遠く、現状で講和条約を結ぶなら共産主義者の浸透を防ぐのは困難であり、問題が多いので条約は時期尚早、(2)ソ連は可能なら対日講和交渉に参加すべきであり、その際にソ連などFECのメンバーが拒否権を要求すれば、しぶしぶ受け入れざるを得ない、(3)日本の領土は、(a)クリル列島の極南の島々を含むが、(b)ポニン諸島・ボルケーノ諸島・マーカス島はアメリカの戦略的信託統治下におく、(c)琉球諸島についてはSWNCCがアメリカの戦略的信託統治下におくか、日本からの長期借用にするか決定するまで結論を保留するなどというものであった。(a)にいう「クリル列島の極南の島々」がクナシリ・エトロフをさすことは付属地図からも明らかである。同図でクナシリ・エトロフはチシマ（クリル）列島の一部として表示された²⁹⁾。PPS案はヤルタ協定を軽視して対ソ戦略の一環として北方四島を日本領としたのである。同様に、アメリカの戦略的観点から琉球諸島や南方諸島が日本領外とされた。この時にもリアンクール岩

(タケシマ)は何ら問題なく朝鮮領として扱われた。

こうしたPPSの提言を取り入れて国務省で作成されたのが1947年11月7日付けPPS路線による草案である。このころからアメリカは対日政策の目標を安定した親米政権を樹立して共産主義の影響を排除する方向に切り変えた。一方、同草案がヤルタ協定に背いてまで「クリル列島の極南の島々」を日本領にしたのは行きすぎと考えられたのか、翌年1月8日付け草案ではクリル諸島に対する全主権をソ連に割譲すると記され、注で北方四島は検討中とされた。この草案もPPS路線を受けついだものであり、ソ連の南クリル領有を阻む方策を模索中であった。なお、リアンクール岩(タケシマ)は引きつづき朝鮮領とされた。また、日本の戦争責任を問う条文も以前と同様であった。

さて、アメリカが提案した対日講和会議はソ連などの反対を受けて暗礁に乗りあげた。ソ連は米英中ソからなる四大国会議にて講和条件の原則を審議すべきであるとの対案を提議した³⁰⁾。その後も米ソは事あるごとに対立を深め、1947年11月に開かれたドイツ・オーストリア講和条約に関する米英仏ソ四か国外相会談なども決裂した。同様に日本の講和会議開催も米ソが対立したまま頓挫したうえ、アメリカ内でもPPSが反対したので対日講和会議の開催は保留とされた。これは日本にとって結果的には有利に働いたようで、吉田茂は後に「講和が遅れたために、連合側側の対日敵意や憎悪も漸次薄れて行く一方、その日本に対する認識も深まって行ったし、他方わが方としてもよりよい講和を得るための施策を為す時間的余裕を得たわけである。その意味において講和の遅延は却って日本に有利であった³¹⁾」と回想している。

4 対日講和条約の転換

1949年、久しぶりに対日講和の気運が高まった。同年5-6月にパリで開かれた外相会議にてソ連のビシンスキー外相は対日講和を進めるための外相理事會を提案した。このため、アメリカではソ連が自国に有利な講和条約を提案して主導権を握ってしまうことを憂慮し、対日講和条約の検討を急いだ。まず、アメリカは他国の対日講和条約に対する考え方を調査した。その中で目をひくのは、太平洋の安保に関心をよせるオーストラリアが小笠原諸島・琉球諸島を

始めとして韓国の済州島もアメリカの戦略的信託統治下におくのが適当であるとの見解を表明したことである³²⁾。済州島に関しては、憂慮される南北朝鮮の衝突によって戦略的に重要な済州島が北朝鮮に占領されることを懸念したのであろう。

一方、イギリスのベビン外相はアメリカに対して年内中に条約草案を作るよう促した。それを翌年の英連邦会議にはかろうとしたのである。こうして作成されたのが9月7日付け草案および10月13日付け草案である。これらは、基本的にPPS路線の草案を引き継いだものであり、日本の侵略や戦争責任に関する条項などは以前と同様であった。また、前回は検討中とされた北方四島に関し、日本の領土範囲は「エトロフ・クナシリ・ハボマイ諸島・シコタン」を含むと記された³³⁾。その理由は、北方四島がヤルタ協定にいうクリル列島の一部かどうかの問題は異論のあるところだが、四島を政治的、経済的及び戦略的な理由で日本領とするのが望ましく、たとえソ連がそれを手放す可能性はほとんど無いにしても、それを承知で提案するのは、ソ連が手放さなければ日本人の間でソ連は不評になり、アメリカが好意を得るためであると注釈書に記された³⁴⁾。また、ソ連に割譲するとされたクリル諸島や南サハリンに対して注釈書は、もしソ連が条約に調印しないなら、割譲条項を含むべきでなく、後に関係国により決定されるとの規定を設けるべきであると記した。ここに深刻な米ソ対立を反映し、「割譲」という用語の見直しが始まったのである。

その後、クリル諸島については同年11月2日にまたもや草案の見直しがなされ、割譲の条文自体は変わらないものの、北方四島がふたたび日本の領土範囲からはずされた。その理由は、(1)かつてトルーマンはヤルタ協定にそってスターリンに「全クリル諸島」をソ連軍の占領地に含めることに同意し、ソ連は過去4年間にわたってアメリカから何ら異議を受けることなく駐留しているので、「拒否されることがほとんど確実である提案をわれわれが出しても、何の益もない」、(2)琉球問題があるため、アメリカはソ連に北方四島を放棄させることを提案するのに弱い立場にあるためとされた³⁵⁾。北緯29度以南の琉球諸島は図1のようにSCAPの統治外であり、アメリカ軍が直接統治しているのでアメリカのそうした立場はソ連の北方四島統治と同様であった。そのため、ソ連の北

方四島支配を認めないとするとアメリカの琉球支配が問題視され、対応が困難になりかねないのである。今回も最終的決定ではないが、アメリカは琉球統治を安定的なものにする意図も一因になって北方四島が日本領外とされた。このように領土の帰属問題はアメリカの利害が常にからみ、その時々の方針戦略によって北方四島の帰属は振り子のように極から極へと揺れたのである。一方、アメリカの利害にあまり関係のなさそうに思われたリアンクール岩(タケシマ)は依然として朝鮮領とされた。

このように領土条項はアメリカの利害に左右されたものの、11月2日付け草案は革新的であった。この草案ではそれまでの前文に書かれた日本の侵略や戦争責任を明確にした条項が消え、かわりに世界平和や安全保障への貢献がうたわれた。特に第1章「基本原則」は、原則・規範を国連憲章にもとづく国際平和や安保、人権、社会正義とし、日本はこれに向けてこれまで民主的な政府のもとで成果をあげてきたが、これからも一層努力する義務があるとされた。この基本原則は、従来の講和条約における四大特徴のひとつである戦争責任の明確化を不問に付した革新的な草案である。こうした大転換がなされたのは、日本人の妻をめとったハーバード大学教授ライシャワー(Edwin O. Reischauer)の提言を取り入れたためとされる³⁶⁾。その背景であるが、アメリカは冷戦時代に即して日本を厳しく追求するよりは日本を経済的に発展させて共産主義の防壁にする方が対ソ封じ込め政策に有用であるとの判断があった。こうした冷戦時代におけるアメリカの戦略が講和条約の常識を打ち破ったのである。

革新的な11月草案はすぐに駐日政治顧問シーボルド(William J. Sebald)へ送られた。シーボルドはマッカーサーとともに検討をおこない、まず草案が細かすぎること難色を示した。というのも、連合国の多様な意見を集約するためには交渉・取引の余地を残すべきで、そのためには草案を多少大ざっぱにしたほうが良いと判断したのであるが、これは後のダレス草案にもつながる考え方である。さらに、シーボルドは北方四島に関し、「ソ連が択捉、国後、色丹ないし歯舞群島を併合しようと求めないのが合衆国の望みである。これらの島が千島諸島の一部であるという主張は歴史的に脆弱であり、これらの島は他のどの所有者よりも日本にとって大きな航海上、漁業上の意義を持っている」³⁷⁾

との意見書を国務省へ送った。この見解は北方四島がヤルタ協定にいうクリル諸島の一部なのかどうか、明確な答えを迫るものであった。これを受けて国務省では本格的に法的な検討を始めた。法律顧問官補スノー(Conrad E. Snow)は極東局フィアリーから提供された資料などをもとに検討した。それらの資料の中には日本外務省が1946年11月に作成した北方領土調査³⁸⁾なども含まれていた。検討結果は11月25日、「南クリル諸島とシコタン諸島」と題してまとめられた³⁹⁾。それによると、レッサークリル(小千島)すなわちハボマイ列島(ママ)・シコタン諸島は地質学的にクリル・チェーンとは別である、ハボマイ諸島は政治的にクリル諸島でなく根室国に属し、シコタン諸島は便宜上で南クリル諸島に組み入れられた⁴⁰⁾、両島はともにクリル諸島に含まれないと信じられる、クナシリ・エトロフの検討の核心はクリル諸島という用語が1855年の日魯(露)通好条約と1875年のクリル・サハリン交換条約でどのように用いられたかという点にあるとされた。その検討結果は次のとおりである。

クナシリ・エトロフがクリル諸島の一部でないという主張は法的な根拠がないようである。一方、上に述べたようにそれらは1855年の条約以来、決してロシアの統治下にはなかった。その条約および1875年の条約は、二島はクリル諸島の一部であったことを示している。フィアリー氏の1947年9月の備忘録はアメリカがなぜ日本の二島に対する領有の主張を支持するかを要約したが、その願望に対して法的な支持はないようである。

スノーは、ハボマイ・シコタンはクリル諸島に含まれないとしてもクナシリ・エトロフはクリル諸島に含まれるとの結論を出したが、これは外務省と同じ結論であった。外務省はアメリカへ提出した前述の北方領土調査に図2のようにクリル諸島を北クリル諸島とクナシリ・エトロフから成る南クリル諸島に二分する一方、ハボマイ諸島とシコタンは北海道とともに塗りつぶして一体であることを表現した地図を添付していた。この資料を発掘した原貴美恵は「外務省自ら国後・択捉は千島列島の一部であると認識していた事を証明する資料が発見された以上、この問題(千島の範囲、朴注)に関する議論の余地は基本的に

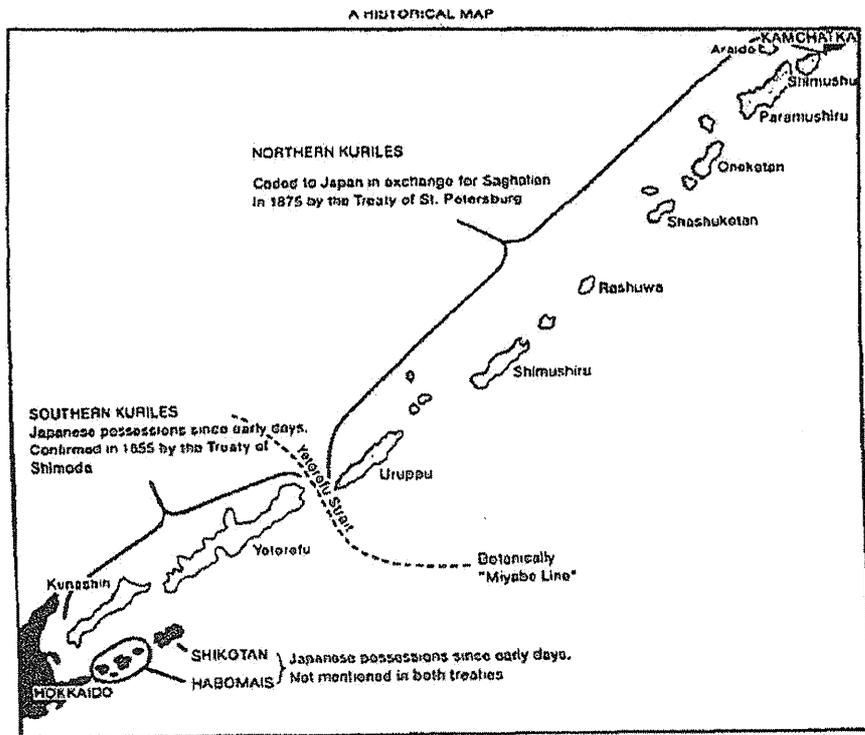


図2 外務省の北方四島の説明図⁴¹⁾、南クリル(南千島)はクナシリ・エトロフを含む

消滅した⁴²⁾と記した。外務省の認識は首相兼外相である吉田茂にも共通しており、吉田は後日サンフランシスコ講和条約の受諾演説で「北海道の一部たる齒舞、色丹」、「千島南部の二島、択捉(エトロフ)、国後(クナシリ)」などと発言し⁴³⁾、クナシリ・エトロフは千島諸島に含まれると世界に公言したのである。しかるに、現在の外務省はクナシリ・エトロフが「サンフランシスコ平和条約で放棄した千島列島には含まれない⁴⁴⁾と主張しているが、これは禁反言(エストッペル)の法理に反するので一般には通用しないであろう。

さて、国務省はクリル諸島の法的検討結果にもとづき、ハボマイ・シコタンを日本領とし、クナシリ・エトロフを含むクリル諸島をソ連に割譲する草案を12月29日付けで作成した。この草案で南方諸島や北緯29度以南の琉球は依然として日本の領域外とされたが、今回、特にタケシマ(リアンコールト岩)が日

本領とされた。これまでSWNCC、極東局、PPSなどで一様に朝鮮領とされてきた竹島=独島が急に日本領とされたのである。このように急変したのは、前述のシーボルト意見書の影響であろう。同意見書は「リアンコール岩(タケシマ)の再考を勧める。同島に対する日本の領土主張は古く、正当と思われる。安全保障の考慮からこの島に気象およびレーダー局を設置することが考えられるかもしれない⁴⁵⁾」と記した。シーボルトは領土の帰属問題に安全保障問題を持ち込んだのである。ここでもアメリカの利害や戦略が考慮されたが、シーボルトがそのように考えるに至った時代的背景を簡単に見ることにする。

1949年6月、アメリカ軍は韓国から軍事顧問団を除いて撤収した。アメリカでは前々から「ケナンによれば、アジアの大陸部はアメリカにとって死活的に重要な地域でないから、朝鮮からは可能な限り早急に撤退すべきである⁴⁶⁾とされ、韓米相互防衛条約は結ばれなかった。後日、アメリカの防衛ラインをアリューシャン列島、日本、フィリピンを結ぶラインと定めたアチソンラインが発表されて防衛ラインから韓国が除外されたほどである。7月、マッカーサーは「日本は赤化東進の防壁」と語ったが、10月には中華人民共和国が誕生する一方、朝鮮では内戦勃発が憂慮され、全土が共産化される可能性もあった。そのためか、オーストラリアは前述のように韓国の済州島をアメリカの信託統治下におくのが適当であると考えたくらいである。そうした時局にあって、シーボルトもアメリカが竹島=独島を冷戦の最前線として軍事的に気象・レーダー局として安定的に活用するためにも日本領にした方が有利であると考えたのであろう。なお、竹島=独島の軍事利用にはすでに前例があり、1905年には日本軍の望楼が築かれたのをはじめ、1947年にはSCAPIN 1778にてアメリカ軍の爆撃演習地に指定された。これは翌年の米軍機誤爆事件時に韓国過渡政府の要請を受けて演習は中止になったが、後年の1951年にもSCAPIN 2160によってふたたび米軍機の爆撃演習地に指定されるなど、離島である竹島=独島は軍事的に利用価値が高かった。国務省はこうした竹島=独島の戦略的価値も考慮し、シーボルト提言を取り入れて草案にて竹島=独島を日本領にした。その理由が翌年7月に作成された注釈書にこう書かれた⁴⁷⁾。

タケシマ（リアンコルト岩）— 日本海中ほぼ日本と朝鮮の等距離にある、二個の無人の小島である竹島は、一九〇五年に日本により正式に、朝鮮の抗議を受けることなく領土主張がなされ、島根県隠岐支庁の管轄下に置かれた。同島は、アシカの繁殖地であり、長い間日本の漁師が一定の季節に出漁していた記録がある。西方近距離にあるダジュレ島（鬱陵島、朴注）とは異なりタケシマには朝鮮名がなく、かつて朝鮮によって領土主張がなされたとは思われない。同島は、占領中合衆国空軍によって射爆場として使用され、また、気象またはレーダー局用地として価値がある可能性がある。

この文末の一節はシーボルトの戦略的見解を反映したものであるが、それ以外はほぼ外務省の領土調書からの情報にもとづく。外務省調書は「特記すべきは、ダジュレーには韓国名があるが、リアンコルト岩には韓国名がないし、韓国で作成された地図に描かれなかった⁴⁸⁾」と記した。しかし、リアンコルト岩が韓国で独島と呼ばれていたことは、日本でも水路部『朝鮮水路誌』第二改版（1907）に「竹島 [Liancourt rocks]」の見出しで「韓人は之を独島と書し本邦漁夫はリアンコ島と曰ふ」と記されたことから明らかである。他にも『地学雑誌』に独島の名が記されたし⁴⁹⁾、島根県教育会の『島根縣誌』も独島の名を記録した⁵⁰⁾。また、竹島＝独島は韓国では1900年大韓帝国勅令41号に石島の名で鬱島郡所属と明記されていたし、古くは朝鮮地図にあいまいながらも于山島の名で描かれた⁵¹⁾。外務省はこうした事実を無視あるいは看過した杜撰な、もしくは意図的な領土調書を作成してアメリカ政府へ提供した。こうした虚偽情報を受けた国務省では、韓国の見解を聞くこともなく、あるいは北方四島のように追加調査をすることもなく、草案で竹島＝独島を日本領に組み入れた。これは戦略的な安全保障問題をより重視した結果、追加調査の必要性を感じなかったのであろう。

(次号につづく)

注

1) 太田修「二つの講和条約と初期日韓交渉における植民地主義」、『歴史としての

- 日韓国交正常化」、法政大学出版局、2011、p. 22。
- 2) 杉原誠四郎他『新しい公民教科書』、自由社、2012、p. 149。
 - 3) 川上健三『竹島の領有』、外務省条約局、1953、p. 78。
 - 4) 川上健三『竹島の歴史地理学的研究』、古今書院、1996（初版1966）、p. 296。
 - 5) 大韓民国外交通商部『韓国の美しい島、獨島』、2012、p. 30。
 - 6) SCAPINは「Supreme Commander for the Allied Powers Index Number」の略（GHQ/SCAP Records Box 757. Sheet No. AG(B)-04519 class No.032）。
 - 7) 日本は1908年に領土編入したが、実在しないため1943年に取り消された。
 - 8) 『美軍政廳官報』、原主文化社（ソウル）、1991。韓国は1948年8月に独立し、竹島＝独島を含む米軍政庁の管轄エリアを合法的に引き継いだ。
 - 9) 助言をおこなった時期は、『GHQ日本占領史』2巻（日本図書センター、1996）72頁によれば、GHQの民政局は1947年2月まで、その他は1948年3月までとされる。
 - 10) 竹内猛『竹島＝独島問題「固有の領土」論の歴史的検討』後編、私家版、2013、p. 14；原貴美恵『サンフランシスコ平和条約の盲点』、溪水社、2005、p. 42。
 - 11) 慎鏞慶『獨島領有權 資料의 探求』第3巻、獨島研究保全協会、2000、p. 254。
 - 12) 堀和生「一九〇五年日本の竹島領土編入」、『朝鮮史研究会論文集』24巻、1987、p. 106。
 - 13) 同上書、p. 104。
 - 14) *CHINA PILOT*、第4版、1864、p. xiおよびp. 563。同書の第15章「日本海、タートル湾、アムール川・湾、サハリン島、ラペルーズ（宗谷）海峡、オホーツク海」にて「朝鮮南東海岸沖の島々」の中に「リアンコルト岩」として記述された。なお、竹島＝独島は同書の第2版（1858）にホーネット島の名で初めて登場したが、第3版（1861）以降、1905年以前に発刊された他の版は第4版の記述と大同小異である。詳細は、李鎭明『西洋資料로 본 獨島』、Pour l'Analyse du Folklore (Paris)、1998、pp. 51-55。
 - 15) 川上健三「連合国の占領及び管理下における外交」、『日本外交史』第26巻、鹿島平和研究所、1973、p. 174。
 - 16) 吉田茂『回想十年』第3巻、東京白川書院、1983（初版1957）、p. 23。
 - 17) 原貴美恵、前掲書、p. 127。
 - 18) 作業グループ議事録の影印は、李碩祐『対日講和条約資料集』、東北亜歴史財団（ソウル）、2006、p. 43。
 - 19) 影印は、韓国国史編纂委員会『獨島資料』I、2008、pp. 6-7。
 - 20) 影印は、李碩祐、前掲書、pp. 47-50。
 - 21) 影印は、同上、p. 51。
 - 22) 吉田茂、前掲書、p. 19。

- 23) 宮里政玄「アメリカ合衆国政府と対日講和」、『サンフランシスコ講和』東京大学出版会、1986、p. 113。
- 24) 影印は、韓国国史編纂委員会、前掲書、p. 13。
- 25) 原貴美恵、前掲書、p. 117。
- 26) 鄭秉俊『獨島1947』、돌베개 (ソウル)、2010、p. 422。
- 27) *Foreign Relations of United States (FRUS)*, 1947, Vol. 6, pp. 485-486. 翻訳は竹内猛、前掲書、p. 49より引用。
- 28) *FRUS*, 1947, Vol. 6, pp. 537-543。
- 29) 鄭秉俊、前掲書、p. 425。*FRUS*, 1947, Vol. 6, p. 539の付属地図では日本の領域を示す区画線が消えている。
- 30) 原貴美恵、前掲書、2005、p. 45。
- 31) 吉田茂、前掲書、p. 23。
- 32) 鄭秉俊、前掲書、p. 439。
- 33) 影印は、韓国国史編纂委員会、前掲書、pp. 45-46。
- 34) 原貴美恵、前掲書、p. 133。
- 35) 和田春樹『北方領土問題』、朝日選書、1999、p. 200。
- 36) 鄭秉俊、前掲書、p. 494。
- 37) 原貴美恵、前掲書、p. 136。
- 38) 原貴美恵、前掲書、p. 123によれば北方領土調書とは次の資料である。Foreign Office Japanese Government, *Minor Islands Adjacent to Japan Proper, part I, The Kurile Islands, The Habomais And Shikotan*, 1946. なお、本資料に関して外務省へ情報公開の請求をしたところ「応答拒否」との回答(2010.12.24)があった。
- 39) *FRUS*, 1949, Vol. 7, p. 905。
- 40) 毎日新聞社『対日平和条約』(1952)、96頁によれば、1884年に「北千島アイヌをこの島に移住させた」とされる。
- 41) 原貴美恵、前掲書、p. 123。
- 42) 原貴美恵、前掲書、p. 124。
- 43) 毎日新聞社、前掲書、p. 560；吉田茂、前掲書、p. 39。
- 44) 外務省『われらの北方領土』2012年版、p. 11。
- 45) *FRUS*, 1949, Vol. 7, p. 900。
- 46) 宮里政玄「アメリカ合衆国政府と対日講和」、『サンフランシスコ講和』、東京大学出版会、1986、p. 117。
- 47) 塚本孝「平和条約と竹島(再論)」、『レファレンス』、1994、p. 44。
- 48) Foreign Office, Japanese Government, *Minor Islands Adjacent to Japan Proper*

- Part IV, Minor Islands in the Pacific, Minor Islands in the Japanese Sea*, 1947, p. 9。
なお、本書に関して外務省へ情報公開の請求をしたところ「不開示(不存在)」との回答があった。一方、国会図書館では公開されている。
- 49) 田中阿歌麻呂「隠岐國竹島に関する地理學上の智識」、『地學雜誌』210号、1906、p. 415。
- 50) 島根県教育會『島根縣誌』、島根県教育会、1923、p. 690。
- 51) 朴炳涉「明治時代の鬱陵島漁業と竹島=独島問題(2)」、『北東アジア文化研究』32号、pp.48-54。